

いわて多文化子どもの学習支援連絡協議会要項

【目的】

第1 教育機関、研究者、教育現場、教育支援者等がネットワークを構築し、岩手県内に在住する移民的背景を有する子どもの就学、学習、進路等に関する課題について、解決を図る。

【定義】

第2 この要項において「移民的背景を有する子ども」とは、外国籍ないし外国出身で日本国籍を有する、又は、保護者の少なくともいずれかが外国出身者である岩手県内に在住する未成年者をいう。

【事業】

第3 連絡協議会は、本会の目的を達成するため、主として次の事業を行う。

- (1) 岩手県内に在住する移民的背景を有する子どもの就学、進路指導等に関する情報交流
- (2) 移民的背景を有する子どもの学習支援人材バンクの運営
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

【構成】

第4 連絡協議会は、次にあげる機関をもって構成する。

- (1) 岩手県教育委員会
- (2) 盛岡市教育委員会
- (3) 一関市教育委員会
- (4) 二戸市教育委員会
- (5) 財団法人岩手県国際交流協会
- (6) いわて多文化子どもの教室 むつみっこくらぶ
- (7) ゆうの会
- (8) 岩手大学教育学部
- (9) 岩手大学国際交流センター

【会議】

第5 連絡協議会の会員は必要と認めた場合に会議を招集する。

- 2 議長は会員の互選で決定する。
- 3 会員が認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

【事務局】

第6 連絡協議会の円滑な運営のために事務局を置く。

- 2 事務局は第3に挙げる事業の企画、立案および運営を行う。
- 3 事務局は岩手大学国際交流センターに置く。

【雑則】

第7 この要項に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成19年11月20日から施行する。